### 自然公園法の一部を改正する法律

#### 国立公園等において、「保護と利用の好循環」を実現し、地域の活性化にも寄与。



地域の魅力を活かした自然体験活動を促進する自然体験活動促進計画制度を創設

## 協議会が作成した計画が認定されると許可不要などの特例を受けられる仕組みにより、地域主体の自然体験アクティビティを促進

- 市町村やガイド事業者等から成る協議会が自然体験活動促進計画を作成し、環境大臣(知事) の認定を受けた場合、関係する許可を不要とする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化などが進められ、長期滞在につながる国立公園の楽しみ方の充実が図られます。



魅力的な滞在環境を整備する 利用拠点整備改善計画制度を創設

# 協議会が作成した計画が認定されると認可手続などの特例を受けられる仕組みにより、地域主体の利用拠点の改善を促進

- 市町村や旅館事業者等から成る協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣(知事)の 認定を受けた場合、関係する認可を受けたこととする等の特例により、手続を簡素化します。
- これにより、地域関係者が一体となって行う、廃屋撤去や拠点の機能の充実、景観デザイン の統一など、自然と調和した街並みづくりが促進され、魅力的な滞在環境の整備が進みます。



公園の保護と適正利用のために 餌付けへの規制や違反行為への罰則を強化

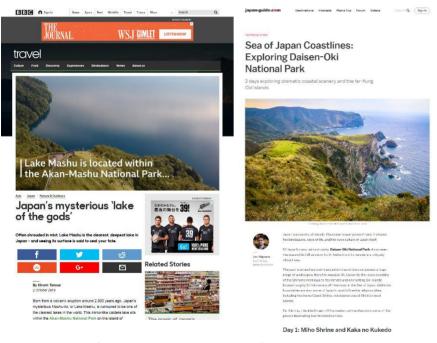
#### クマの餌付けへの規制や違法伐採などの違反行為への罰則強化により 国立公園等の保護と適正な利用を確保

- 野生動物への餌付けなどの行為に対する規制や、国立公園等における違法伐採などの禁止行 為の違反に対する罰則の引上げを行います。
- これにより、野生動物による人的・物的被害の発生の防止や、禁止行為への厳しい対処が可能となり、多くの方々が楽しめる豊かな自然環境の確保が一層図られます。



### 国立公園等の保全管理の充実

- <プロモーションの促進、関係者の連携協力(第3条、第66条の2関係)>
- 国及び都道府県は、国立公園等の利用の増進に関する情報提供・普及宣伝を行うよう努める。
- **国、地方公共団体、事業者**等は、国立公園等の保護及び適正な利用のため、**相互に連携を図りながら協力するよう努める**。
- **<野生動物の餌付け等の規制**(第37条関係)>
- 餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし**公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制**する。







道路で餌をあさるヒグマ



ヒグマに接近するカメラマン

✓ 環境省・都道府県職員が法的根拠をもって やめるよう指示できることとする



人身・物的被害等の防止